

事務連絡

平成23年5月31日

各都道府県災害廃棄物対策担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

## 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の報告について

本日、別添「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成23年5月31日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）を発出したところです。

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業につきましては、当該通知の参考「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告の作成例」の別添2「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の調査スキーム」に従い実施することとしております。

つきましては、概算払を希望する場合については、当該通知の参考「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告の作成例」の別添1の作成例を参考にし、報告書を作成いただき、平成23年6月15日までに直接当課あて提出いただくとともに、期日までに提出が困難な場合は下記連絡先までご連絡いただきますよう、管内市町村に周知をお願いいたします

なお、本報告が提出された後は、別添2に示すとおり、事業費見込額等の調査（机上調査）を行ったうえで、限度額を通知し、これに基づき、補助金の交付申請を行っていただくこととしており、交付申請がなされた後は速やかに交付決定及び概算払を行う予定としております。

概算払をする必要がない場合については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に従い、災害報告書を提出していただくこととなります。

(連絡先)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課施設第二係

住 所：千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館

電 話：03-5521-8337

FAX：03-3593-8263



環廃対発第110502005号

平成23年5月31日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課 長



東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）によるほか、別紙「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」によることとしたので、貴管内市区町村等に周知されるようお願いする。



Faint, illegible text at the top left of the page.



Main body of very faint, illegible text spanning across the middle of the page.

## 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実施について」（平成23年5月2日環廃対発第110502002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）（以下「実施要領」という。）及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）（以下「取扱い」という。）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

### 1. 事業の執行

一般の震災においては、大量のがれき等の災害廃棄物が発生しており、これらの円滑かつ迅速な処理を進めていくことが必要となっている一方、大量の災害廃棄物の処理に係る費用の増嵩も懸念されていることから、事業の執行においては、競争性のある契約方式の採用等により公平性・透明性を確保し、適正な価格により契約を行い事業を実施する等、厳に適正な予算執行が求められていることに留意する。

### 2. 調査の方法

実施要領第7「被害額の実地調査方法」及び取扱い第4「し尿処理事業の調査」によるほか、具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、やむを得ない理由により実地調査が困難である場合には、机上にて調査を行うことができる。
- (2) 調査は、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱いについて」（平成19年9月6日環廃対発第070906004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）により東日本大震災により被害を受けた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき、財務省係官立会の上、行うものとする。
- (3) 補助金の概算払いを希望する場合には、市町村は別記「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について」により事業費を算出して環境大臣あて提出するものとし、調査は当該報告に基づき行うものとする。
- (4) 上記（3）による調査を行う災害等廃棄物処理事業については、各年度の事業について、市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき、財務省係官立会の上、再調査を行うものとする。
- (5) 市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づく調査（再調査を含む。）を行う際には、契約書、見積書、伝票等の関係書類を確認する。
- (6) 上記（5）の確認の際には、他の事業との重複がないことをあわせて確認する。

### 3. 適用除外

実施要領第6「適用除外」及び取扱い第3「対象から除外される経費及び事業」によるほか、具体的な取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 取扱い第3の7. の②については、他の災害復旧事業により実施された廃棄物の処理等については、災害等廃棄物処理事業の対象から除外されるという趣旨である。

別記

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業において、補助金の概算払いを希望する市町村においては、別添の様式により報告書を提出すること。

別添

番号第 号  
平成 年 月 日

環境大臣 殿

印

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

標記のことについて、平成23年3月11日の東日本大震災により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

記

1. 災害等の概要

- ・発生日時
- ・震央地名
- ・震源の深さ
- ・規模
- ・震度
- ・津波の高さ

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					漂着 ごみ 被害  m <sup>3</sup>	備考
	死 考	行方 不明	負 傷 者	全 壊	流 出	半 壊	床上 浸水	床下 浸水		
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸		

3. 事業主体名

4. 事業区分

5. 事業費見込額

6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）

7. 添付資料

- (1) 写真
- (2) 地図
- (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
- (4) 事業費算出内訳の根拠資料



## 備考

### (1) 写真

- ・災害廃棄物（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生の状況を示す写真
- ・解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
- ・仮置場の状況を示す写真
- ・重機等の導入状況を示す写真 等

### (2) 地図

- ・上記写真の撮影地点
- ・仮置場の設置状況  
※仮置場を複数設置している場合には、それぞれどの地域の災害廃棄物を搬入するのか明らかにすること
- ・浸水地域、し尿汲み取り地域 等

### (3) 災害廃棄物発生量の推計資料

- ・市町村（又は県）において作成した推計資料

### (4) 事業費算出内訳の根拠資料

- ・事業費算出において使用した労務単価表、建設物価、3者見積もり等、単価の根拠を確認できる資料
- ・契約書の写し（契約済の場合）
- ・随意契約の理由書（随意契約の場合）



## 参考

### 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告の作成例

- 別記「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について」に定める様式による報告の作成例を別添1のとおり示すので参考とされたい。
- 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業について、調査の流れに係る資料として、別添2「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の調査スキーム」を参考とされたい。

環境大臣 殿

〇〇市長 〇〇 〇〇 印

## 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告について

標記のことについて、平成23年3月11日の東日本大震災により下記のとおり被害を受けたので、報告します。

## 記

## 1. 災害等の概要

- ・発生日時 平成23年3月11日 14時46分頃
- ・震央地名 三陸沖（北緯38.0度、東経143.9度 牡鹿半島の東約130km）
- ・震源の深さ 約24km
- ・規模 マグニチュード9.0
- ・震度 震度7
- ・津波の高さ 〇〇. 〇〇m

## 2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					漂着 ごみ 被害	備考
	死 者	行方 不明	負 傷 者	全 壊	流 出	半 壊	床上 浸水	床下 浸水		
〇〇市	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇戸	〇〇戸	〇〇戸	〇〇戸	〇〇戸	〇〇m <sup>3</sup>	

3. 事業主体名 〇〇市
4. 事業区分 〇〇処理
5. 事業費見込額 〇〇円
6. 事業費算出内訳（別紙のとおり）
7. 添付資料
  - (1) 写真
  - (2) 地図
  - (3) 災害廃棄物発生量の推計資料
  - (4) 事業費算出内訳の根拠資料

## 備考

### (1) 写真

- ・災害廃棄物（がれき類、被災自動車、被災船舶、汚泥等）の発生の状況を示す写真
- ・解体工事を実施する損壊家屋等の状況を示す写真
- ・仮置場の状況を示す写真
- ・重機等の導入状況を示す写真 等

### (2) 地図

- ・上記写真の撮影地点
- ・仮置場の設置状況  
※複数の仮置場を設置している場合には、それぞれどの地域の災害廃棄物を搬入するのか明らかにすること
- ・浸水地域、し尿汲み取り地域 等

### (3) 災害廃棄物発生量の推計資料

- ・市町村（又は県）において作成した推計資料

### (4) 事業費算出内訳の根拠資料

- ・事業費算出において使用した労務単価表、建設物価、3者見積もり等、単価の根拠を確認できる資料
- ・契約書の写し（契約済の場合）
- ・随意契約の理由書（随意契約の場合）

## 事業費算出内訳

市町村名 ○○市

事業区分	費用区分	員数	単位	単価	金額	備考
ごみ処理	労務費	〇〇	人	〇〇	〇〇〇	平成23年度公共工事設計 労務単価
	解体工事費					
	木造	〇〇	m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇	建築コスト情報/2011・春
	RC	〇〇	m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇	建築コスト情報/2011・春
	木造及びRC	〇〇	m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇	建築コスト情報/2011・春
	仮設工事費	1	式		〇〇〇	3者見積もり
	運搬費	〇〇	m <sup>2</sup>	〇〇	〇〇〇	建築物価/2011・5号
	処理・処分費					
	中間処理費	〇〇	t	〇〇	〇〇〇	建築物価/2011・5号
	最終処分場	〇〇	t	〇〇	〇〇〇	建築物価/2011・5号
	借上料	〇〇	台	〇〇	〇〇〇	建築物価/2011・5号
	自動車購入費	〇〇	台	〇〇	〇〇〇	建築物価/2011・5号
	機械器具修繕費	1	式		〇〇〇	3者見積もり
	燃料費	〇〇	l	〇〇	〇〇〇	単価契約
	薬品費	1	式		〇〇〇	3者見積もり
	委託料	1	式		〇〇〇	3者見積もり
	諸経費	1	式		〇〇〇	解体工事費×〇%
事務費	1	式		〇〇〇	解体工事費×〇%	
	合計				〇〇〇	

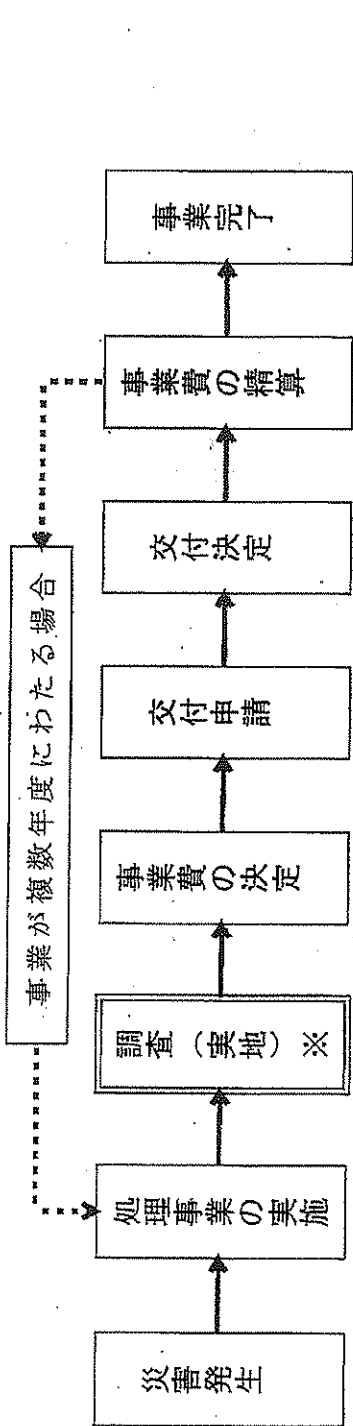
平成 年 月 日

環境省

財務省

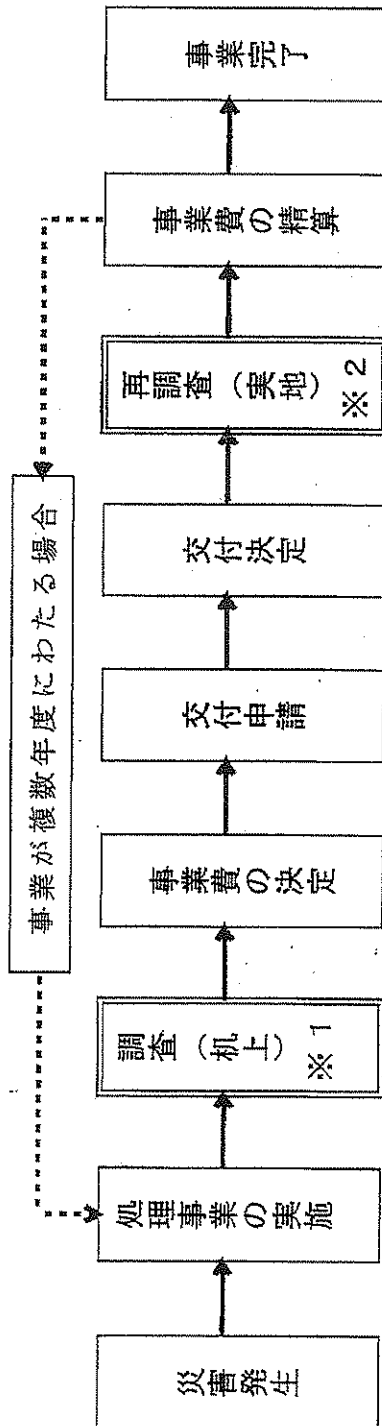
東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の調査スキーム

A 補助金の概算払いをしない場合（精算払い方式）

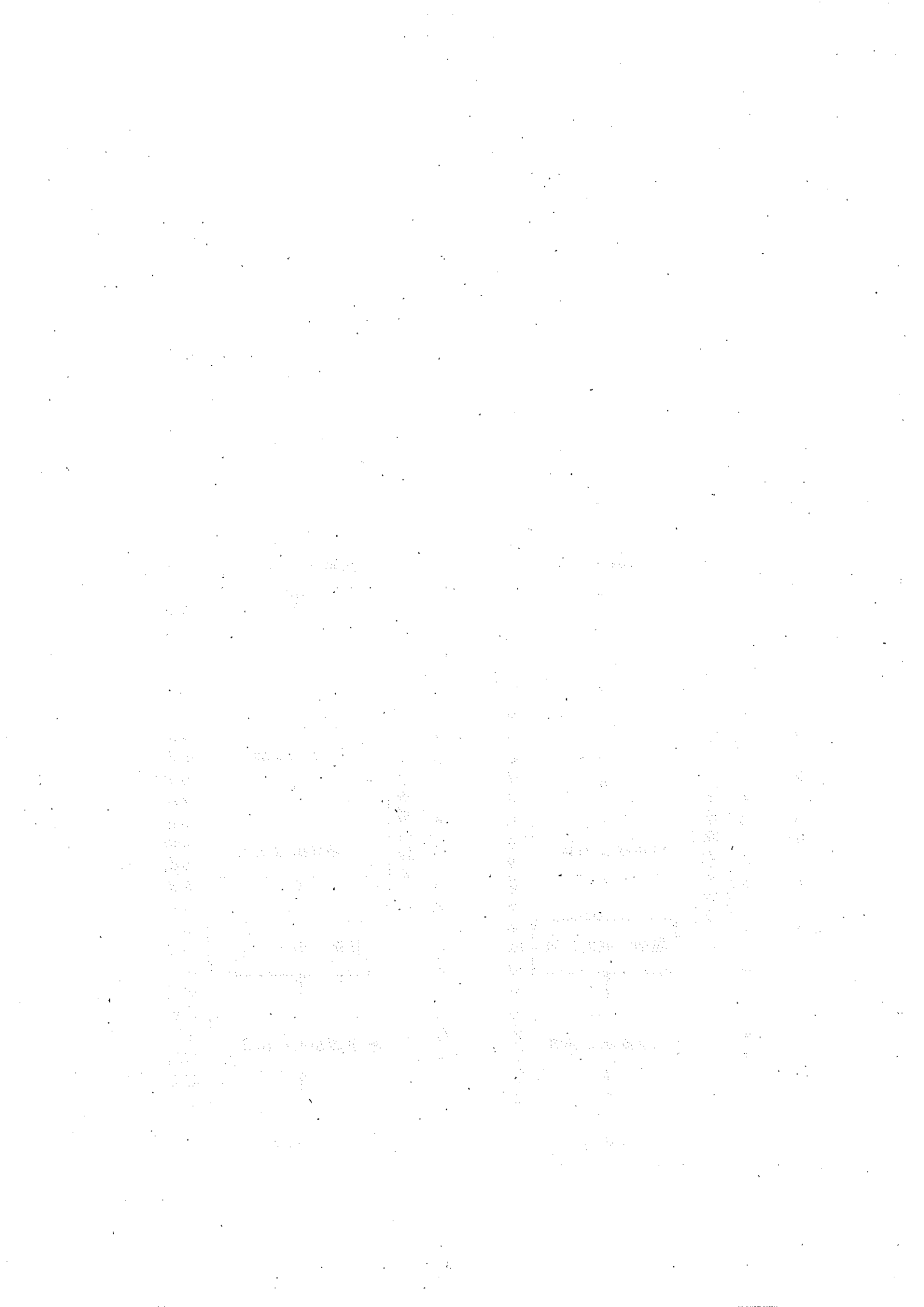


※ 市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき調査を実施する。

B 補助金の概算払いをする場合（概算払い方式）



※1 市町村が提出する災害等廃棄物処理事業（推計）の報告その他に基づき調査を実施する。  
 ※2 市町村が提出する災害等廃棄物処理事業の報告その他に基づき調査を実施する。





事務連絡

平成23年6月3日

各都道府県

災害関係事業 担当課 御中

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について

平素より大変お世話になっております。

標記について、既通知の「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成23年5月31日付環廃対発第110502005号）について、下記のとおり補足いたします。

記

1. 同通知において、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月2日環廃対発第110502003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）としていますが、5月2日付け課長通知は5月27日付けの同通知により改正されておりますのでご留意願います。
2. 5月31日付け課長通知と同時に発出した事務連絡において、『概算払を希望する場合については、当該通知の参考「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業（推計）の報告の作成例」の別添1の作成例を参考にして、報告書を作成いただき、平成23年6月15日までに直接当課あて提出いただくとともに、期日までに提出が困難な場合は下記連絡先までご連絡いただきますよう、管内市町村に周知をお願いいたします。』としていますが、6月15日以降に提出された場合、概算払いは随時行っていくこととしています。
3. 5月31日21:16発のメール上で『今般の震災により被災した市町村において概算払いを希望する場合には通常の災害等廃棄物処理事業のスキームと異なり2度の実地調査を行うこととなりますのでご留意ください。』と記載していますが、「2度の実地調査」とは、1度目は机上による調査、2度目は実地による調査を意味しております。

以上

《担当》  
環境省廃棄物対策課  
施設第二係

TEL 03-3581-3351(内6849)

FAX 03-3593-8263



事務連絡  
平成23年6月6日

各都道府県災害廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における  
経費の算定基準及び概算払いについて

標記については、既通知の「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の適正な執行について」（平成23年5月6日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」（平成23年5月27日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長改正通知）及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の実地調査について」（平成23年5月31日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）等により連絡しているところですが、一部の自治体においては災害等廃棄物処理事業に係る経費の算定方法等について十分に認識されていない状況があるようです。

そこで、今般、上記連絡の周知徹底を図るため、下記のとおり再度連絡いたしますので、貴管内自治体への積極的な周知をお願いいたします。

記

1. 東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における経費の算定基準については、5月6日付け事務連絡により、収集費、運搬費、中間処理費、最終処分費の各段階における算定基準を、また、5月27日付け廃棄物対策課長改正通知により、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の算定基準をそれぞれ通知しております。
2. 補助金の概算払については、5月31日付け廃棄物対策課長通知及び同日付け事務連絡により、概算払を希望する場合には、所定の報告書を提出していただき、提出後に、事業費見込額等の調査（机上調査）を行った後、速やかに補助金の概算払を行う予定であることを通知しております。

以上

(連絡先)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課施設第二係

住 所：千代田区霞が関1-2-2  
中央合同庁舎5号館

電 話：03-5521-8337

FAX：03-3593-8263